

配偶者からの暴力の防止等に関する アンケート調査結果（抜粋）

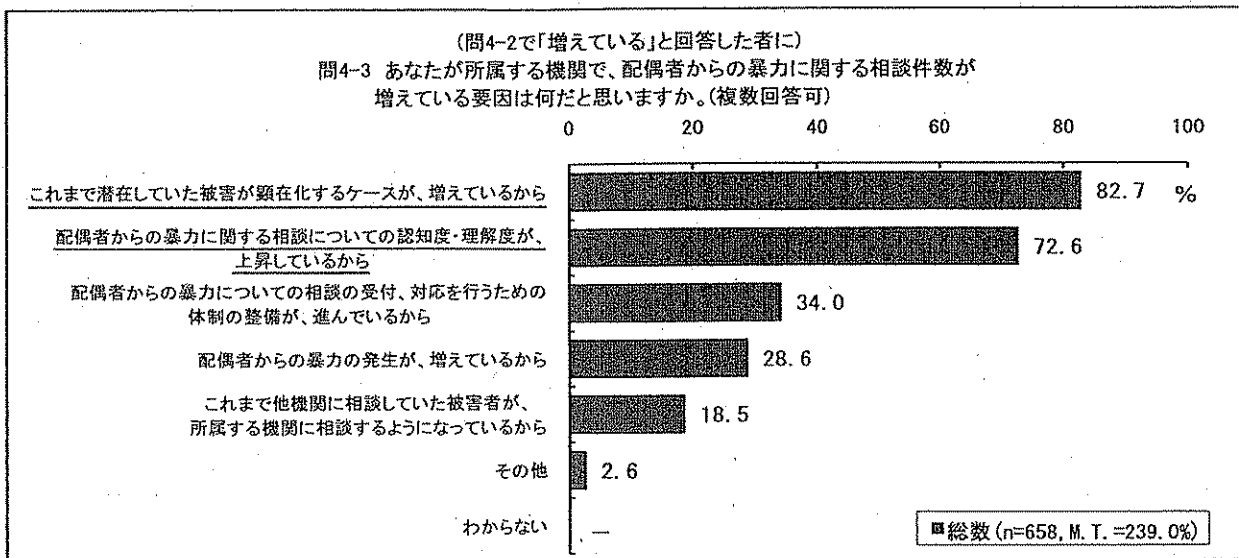
- ・ 所属機関で受け付けた相談件数が増えている要因…………… 1
 <国・地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）>
- ・ 所属団体で受け付けた相談件数が増えている要因…………… 1
 <民間団体の担当者>
- ・ 所属機関で被害者の保護件数が増えている要因…………… 2
 <国・地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）>
- ・ 所属団体で被害者の保護件数が増えている要因…………… 3
 <民間団体の担当者>
- ・ 現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、
 被害者の早期発見のための取組として十分か…………… 4
 <国・地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）>
- ・ 国、地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報
 の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分か…………… 4
 <民間団体の担当者>
- ・ 現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの
 暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か…………… 5
 <国・地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）>
- ・ 国、地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、
 配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か…………… 5
 <民間団体の担当者>
- ・ 被害者の相談に応じる際、国、都道府県、警察等が配慮すべきこと…………… 6
 <配偶者からの暴力の被害者>
- ・ 現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止
 するための取組として十分か…………… 7
 <国・地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）>

- ・ 国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分か…………… 7
 <民間団体の担当者>
- ・ 被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと…………… 8
 <配偶者からの暴力の被害者>
- ・ 現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か…………… 9
 <国・地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）>
- ・ 国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か…………… 10
 <民間団体の担当者>
- ・ 今後受けたい支援…………… 11
 <配偶者からの暴力の被害者>
- ・ 国や都道府県等が行っている被害者への支援を受けなかった理由…………… 12
 <配偶者からの暴力の被害者>
- ・ 所属機関、団体が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援を的確に行うための取組として十分か…………… 13
 <国、地方公共団体等の実務者>
 <民間団体の担当者>
- ・ 国、地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか…………… 14
 <国、地方公共団体等の実務者>
 <民間団体の担当者>

《国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)》

所属機関で受け付けた相談件数が増えている要因

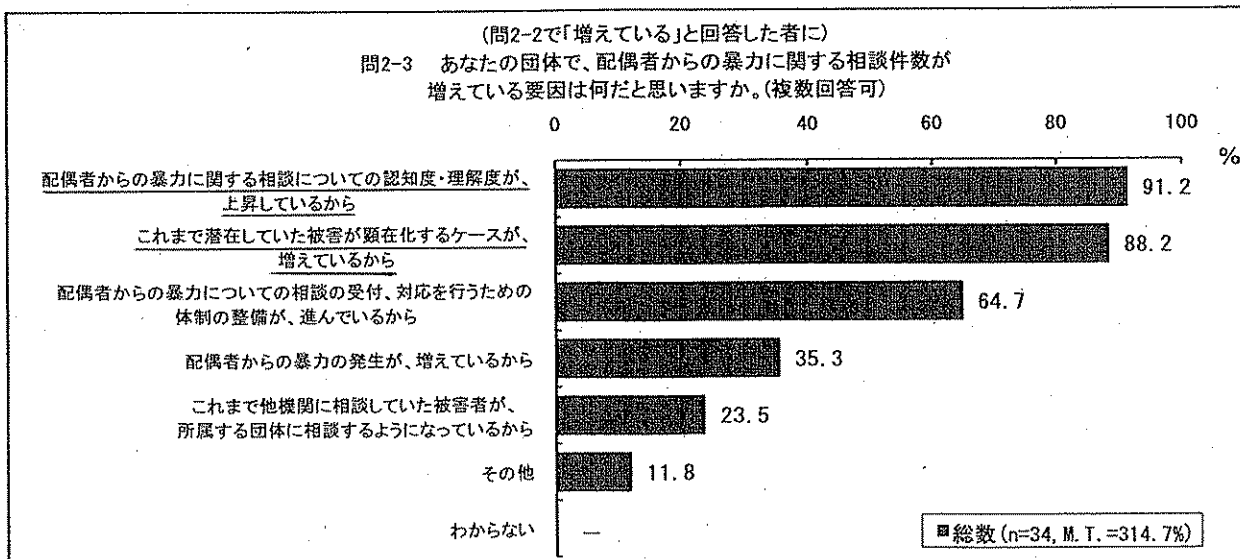
所属機関が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行(平成13年10月)以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから」が82.7%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が上昇しているから」が72.6%、「配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が、進んでいるから」が34.0%、「配偶者からの暴力の発生が増えているから」が28.6%などとなっている。



《民間団体の担当者》

所属団体で受け付けた相談件数が増えている要因

所属団体が受け付けた相談件数は、配偶者暴力防止法の施行(平成13年10月)以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が上昇しているから」が91.2%と最も多く、次いで「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」が88.2%、「配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制の整備が進んでいるから」が64.7%などとなっている。

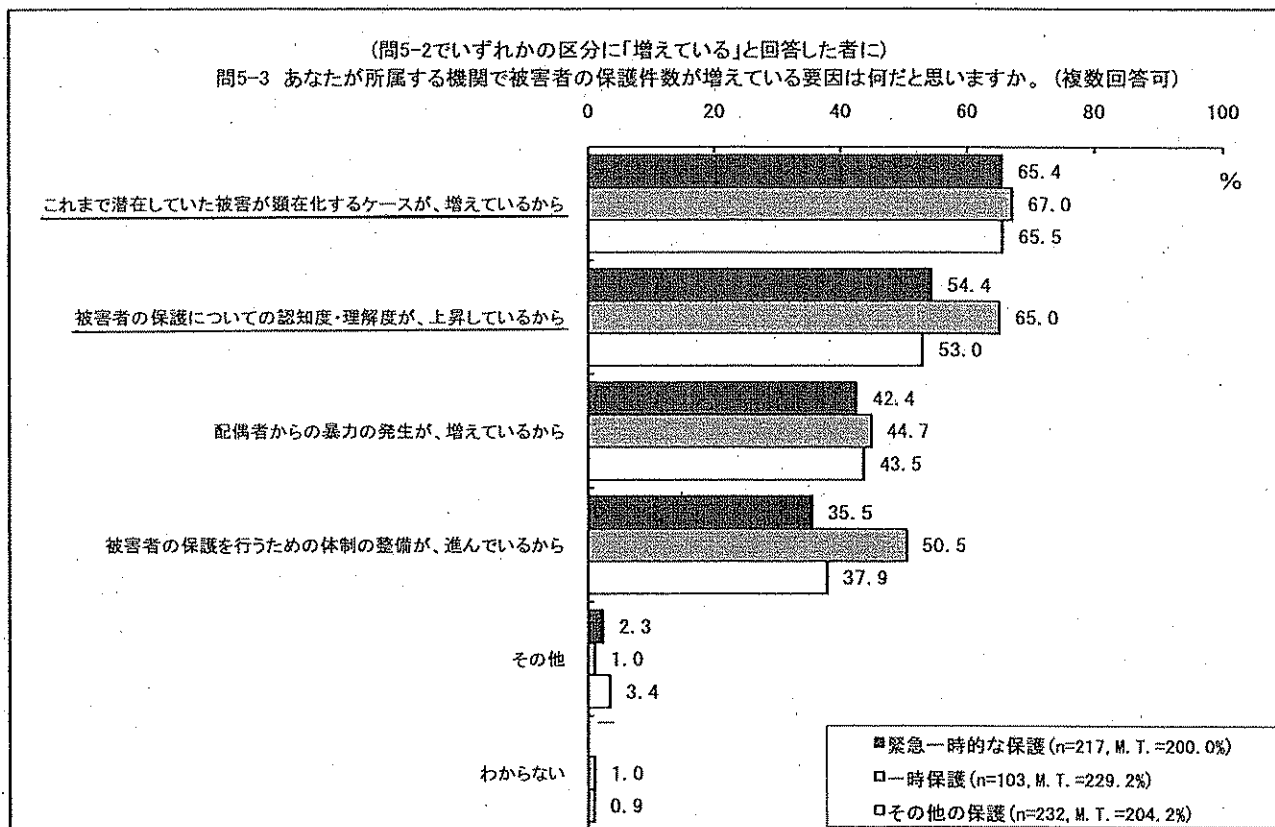


《国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)》

所属機関で被害者の保護件数が増えている要因

所属機関での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行(平成13年10月)以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから」が最も多く、次いで「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから」、「配偶者からの暴力の発生が、増えているから」などとなっている。

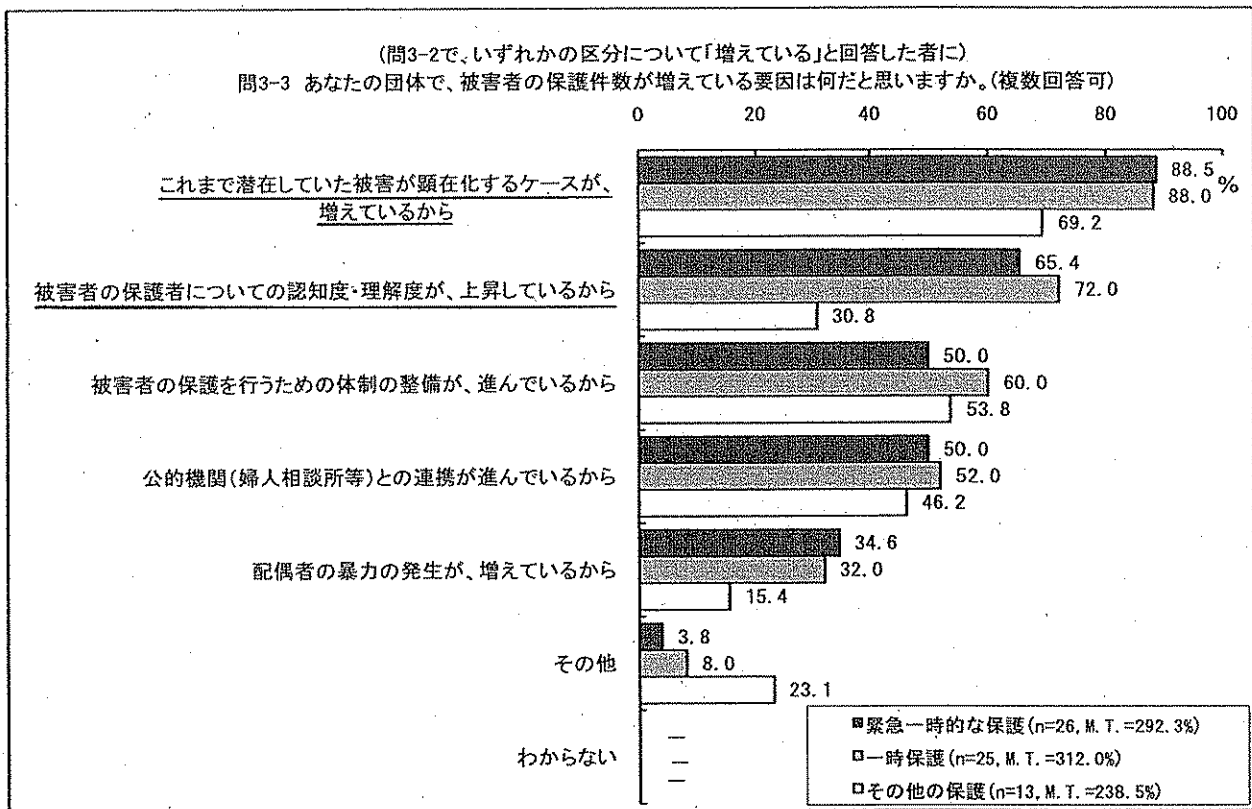
なお、「一時保護」については、「被害者の保護を行うための体制整備が進んでいるから」が3番目に多い。



《民間団体の担当者》

所属団体で被害者の保護件数が増えている要因

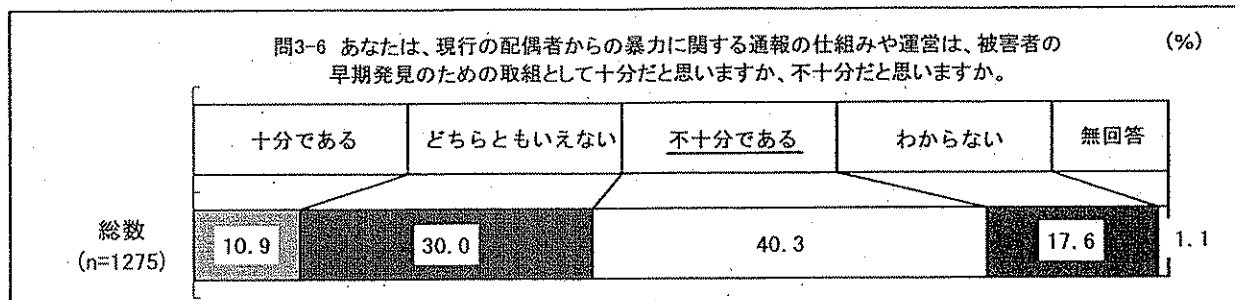
所属団体での被害者の保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降増えている、と回答した者に増えている要因をたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが、増えているから」が最も多く、「緊急一時的な保護」及び「一時保護」については、次いで「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから」、「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいるから」などとなっている。また、「その他の保護」については、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから」が2番目に多くとなっている。



《国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)》

現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分か

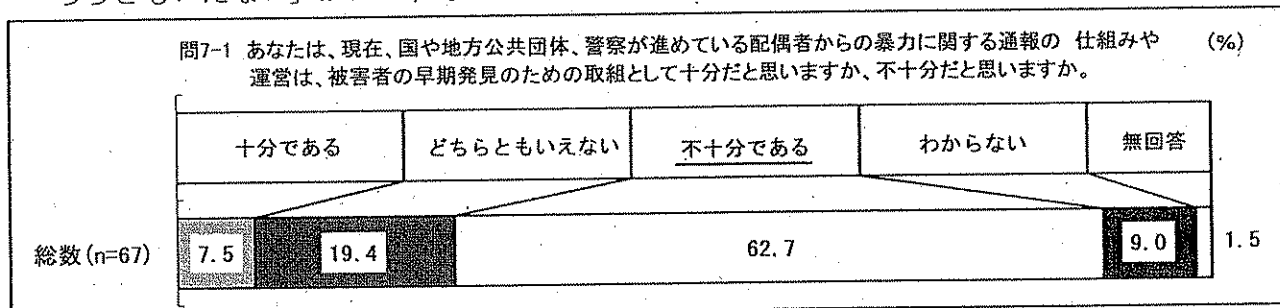
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分かたずねると、「十分である」が10.9%、「不十分である」が40.3%、「どちらともいえない」が30%などとなっている。



《民間団体の担当者》

国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分か

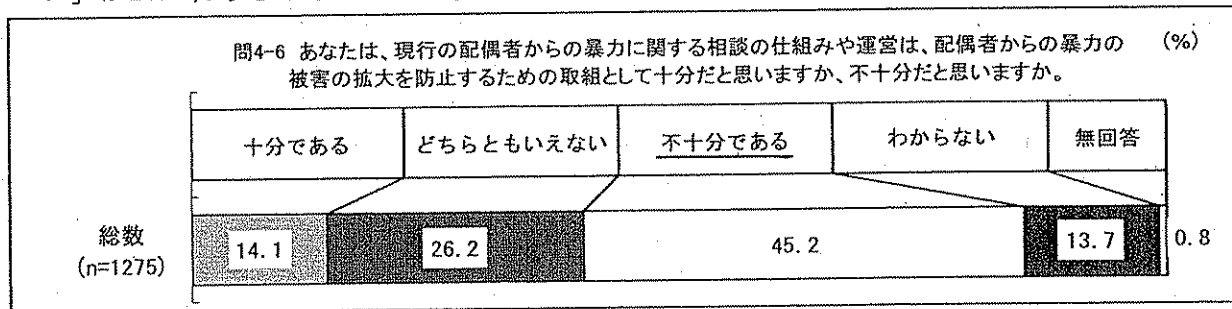
民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体、警察が進めている配偶者からの暴力に関する通報の仕組みや運営は、被害者の早期発見のための取組として十分かたずねると、「十分である」が7.5%、「不十分である」が62.7%、「どちらともいえない」が19.4%などとなっている。



《国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)》

現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か

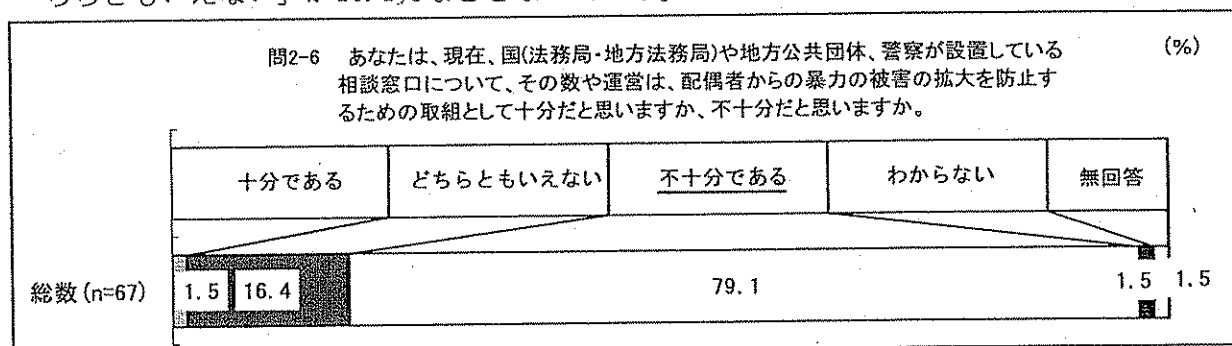
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の配偶者からの暴力に関する相談の仕組みや運営は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「十分である」が14.1%、「不十分である」が45.2%、「どちらともいえない」が26.2%などとなっている。



《民間団体の担当者》

国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分か

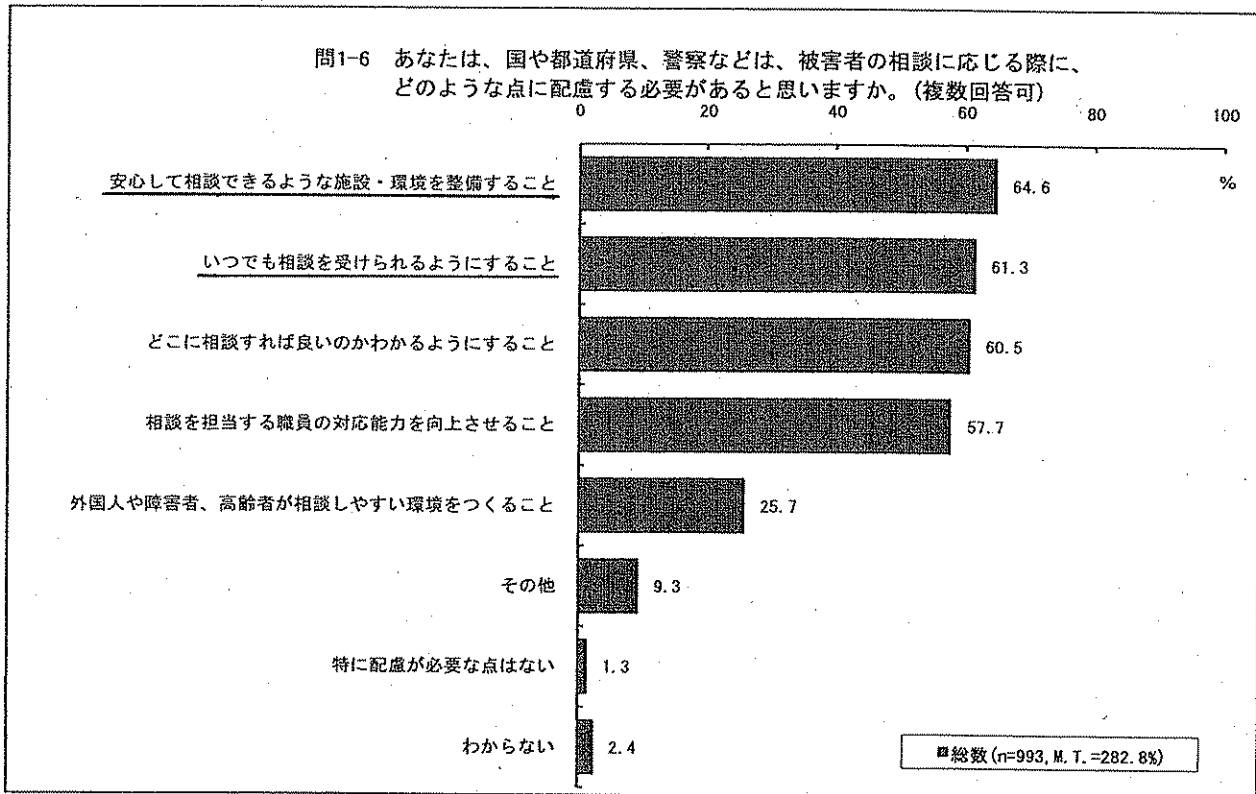
民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、国や地方公共団体、警察が設置している相談窓口の数や運営等は、配偶者からの暴力の被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「十分である」が1.5%、「不十分である」が79.1%、「どちらともいえない」が16.4%などとなっている。



《配偶者からの暴力の被害者》

被害者の相談に応じる際、国、都道府県、警察等が配慮すべきこと

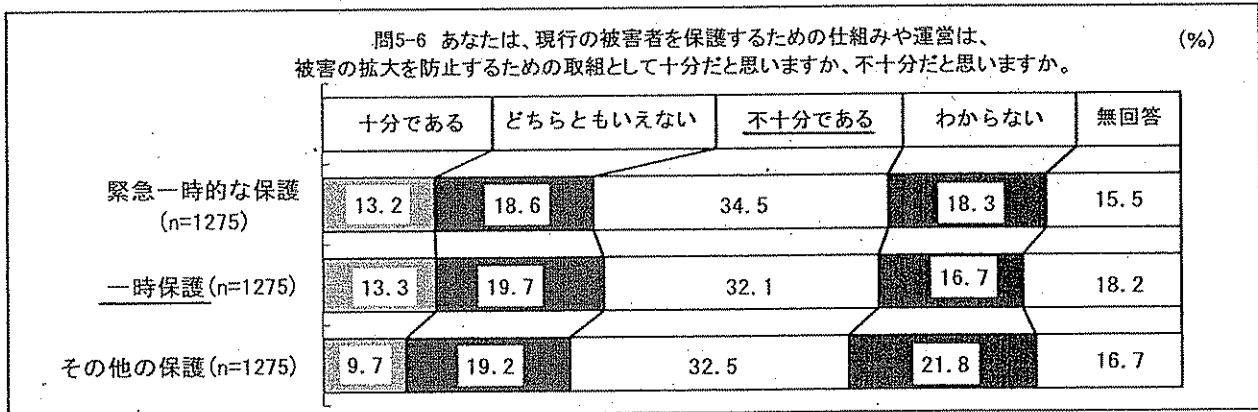
配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県、警察などは、被害者の相談に応じる際に、どのような点に配慮する必要があるかたずねると、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること」が64.6%と最も多く、次いで「いつでも相談を受けられるようにすること」が61.3%、「どこに相談すれば良いのかわかるようにすること」が60.5%、「相談を担当する職員の対応能力を向上させること」が57.7%などとなっている。



《国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)》

現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分か

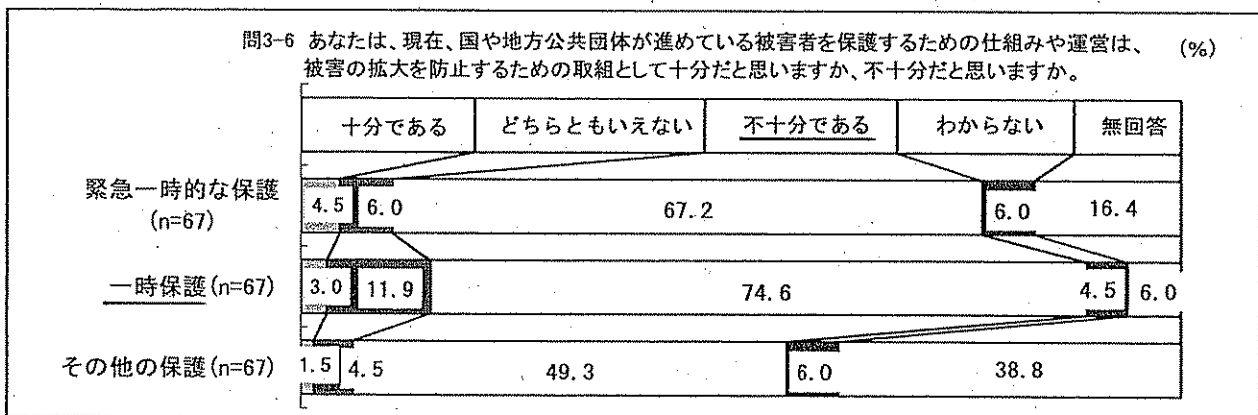
相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「緊急一時的な保護」、「一時保護」及び「その他の保護」のいずれについても、「不十分である」という回答が30%以上と最も多く、「十分である」、「どちらともいえない」を上回っている。



《民間団体の担当者》

国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分か

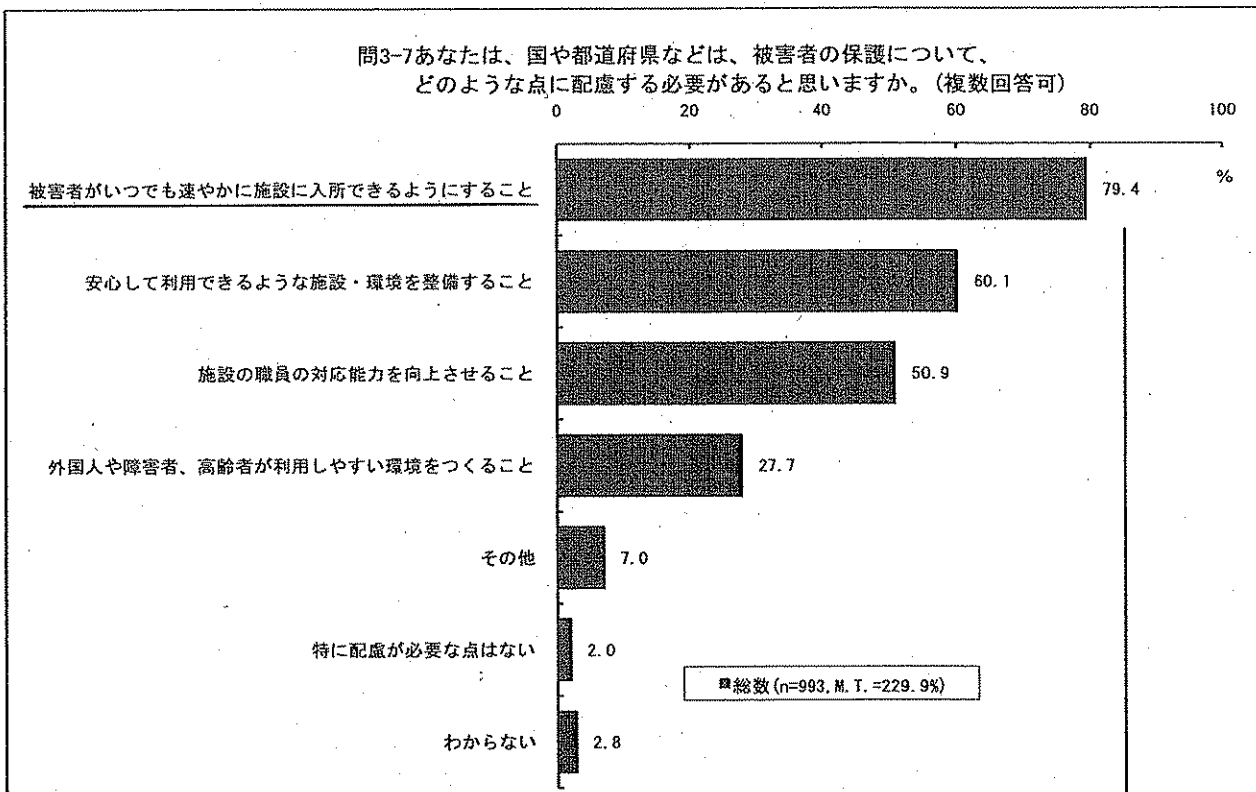
民間団体の配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、現在、国や地方公共団体が進めている被害者を保護するための仕組みや運営は、被害の拡大を防止するための取組として十分かたずねると、「不十分である」という回答が、「緊急一時的な保護」で67.2%、「一時保護」で74.6%、「その他の保護」で49.3%となっている。



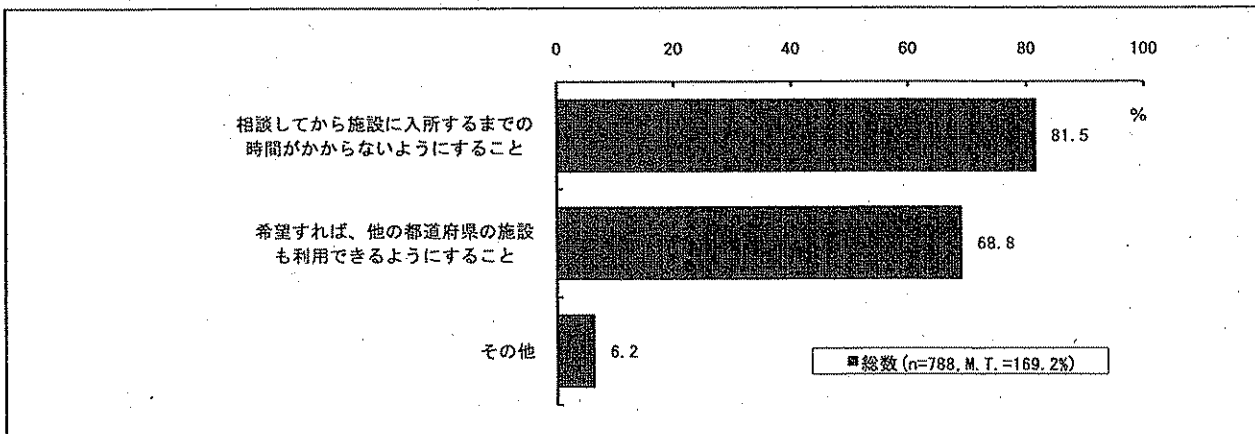
《配偶者からの暴力の被害者》

被害者の保護について、国や都道府県等が配慮すべきこと

配偶者からの暴力の被害者に、国や都道府県などは、被害者の保護についてどのような点に配慮する必要があるかたずねると、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が79.4%と最も多く、「速やかな施設入所」に必要な配慮としては、「相談してから施設に入所するまでの時間がかからないようにすること」がそのうち81.5%、「希望すれば、他の都道府県の施設も利用できるようにすること」が同じく68.8%などとなっている。「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」に次いで多いのは、「安心して利用できるような施設・環境を整備すること」が60.1%、「施設の職員の対応能力を向上させること」が50.9%などとなっている。



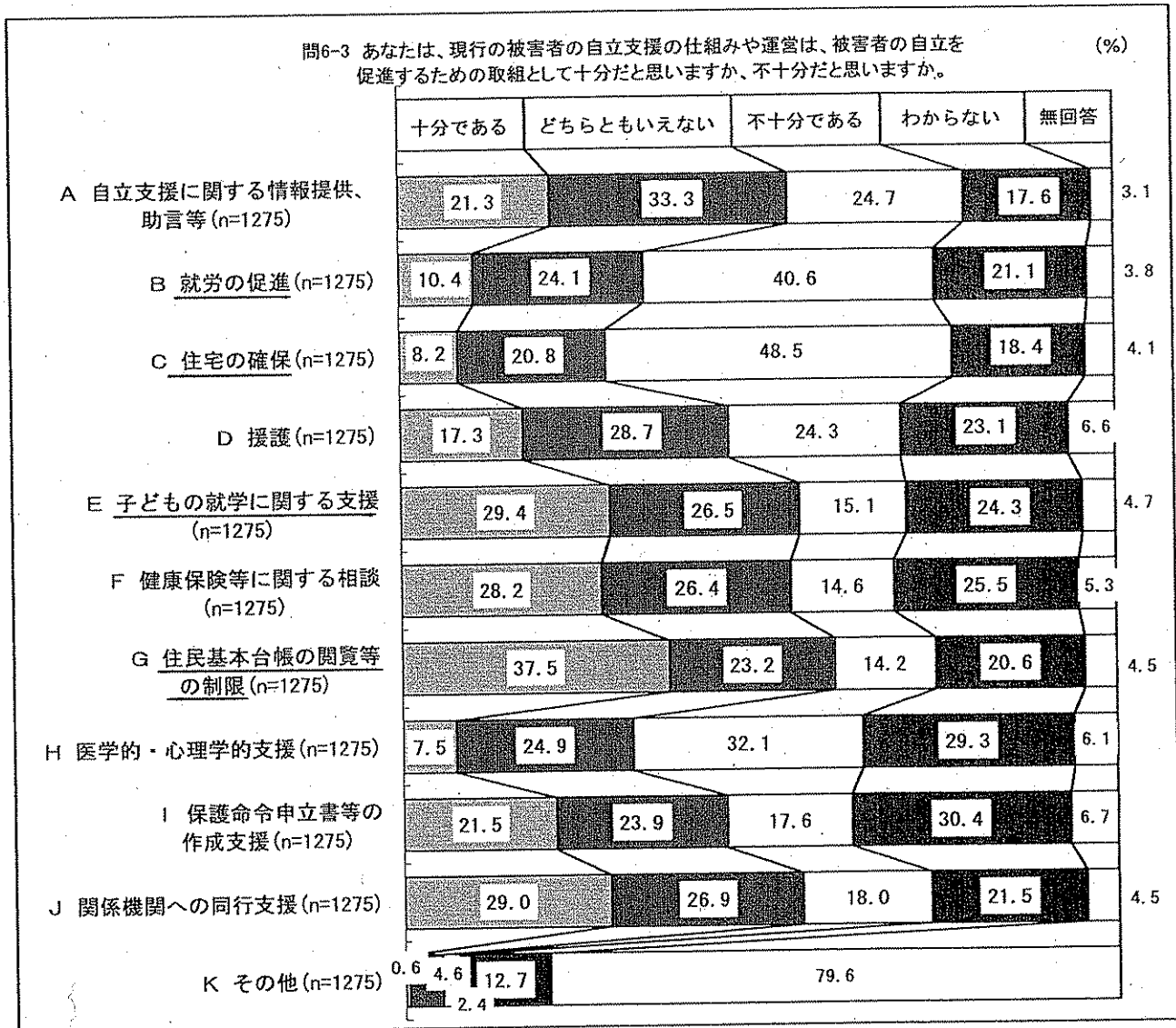
(「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」の具体的な内容)



《国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)》

現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か

相談、保護等を担当する国、地方公共団体等の実務者に、現行の被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分かたずねると、「十分である」という回答は、「G 住民基本台帳の閲覧等の制限」で37.5%、「子どもの就学に関する支援」で29.4%などとなっており、「不十分である」という回答は、「C 住宅の確保」で48.5%、「B 就労の促進」で40.6%などとなっている。

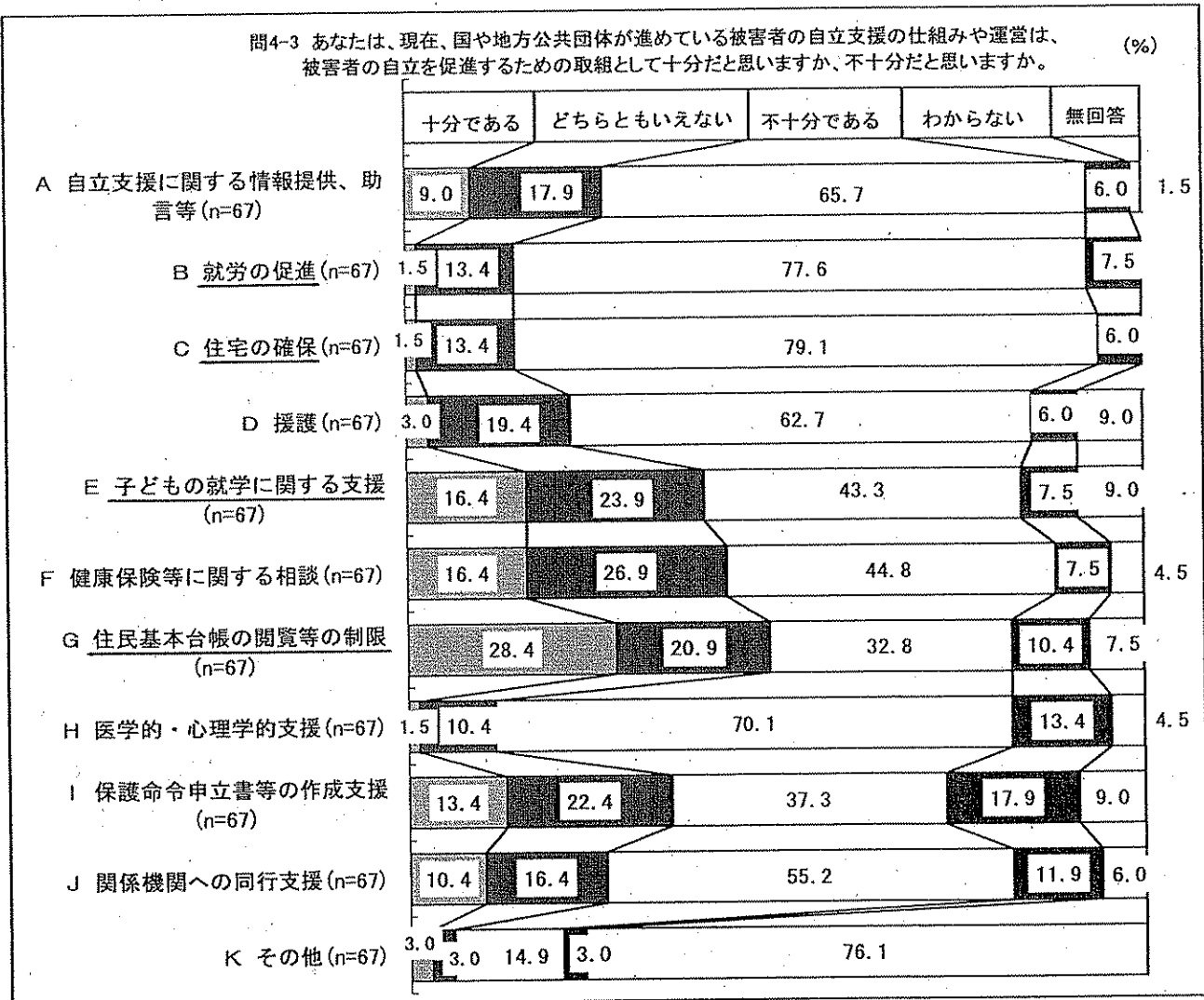


項目	数字は%	①十分である	②不十分である	②-①
A 自立支援に関する情報提供、助言等		21.3	24.7	3.4
B 就労の促進		10.4	40.6	30.2
C 住宅の確保		8.2	48.5	40.3
D 援護		17.3	24.3	7.0
E 子どもの就学に関する支援		29.4	15.1	-14.3
F 健康保険等に関する相談		28.2	14.6	-13.6
G 住民基本台帳の閲覧等の制限		37.5	14.2	-23.3
H 医学的・心理学的支援		7.5	32.1	24.6
I 保護命令申立書等の作成支援		21.5	17.6	-3.9
J 関係機関への同行支援		29.0	18.0	-11.0
K その他		0.6	2.4	1.8

《民間団体の担当者》

国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は、被害者の自立を促進するための取組として十分か

民間団体に配偶者からの暴力の防止等の業務に従事する実務者に、現在国や地方公共団体が進めている被害者の自立支援の仕組みや運営は被害者の自立を促進するための取組として十分かたずねると、「十分である」という回答は、「G 住民基本台帳の閲覧等の制限」で28.4%などとなっており、「不十分である」という回答は、「C 住宅の確保」で79.1%、「B 就労の促進」で77.6%、「H 医学的・心理学的支援」で70.1%などとなっている。

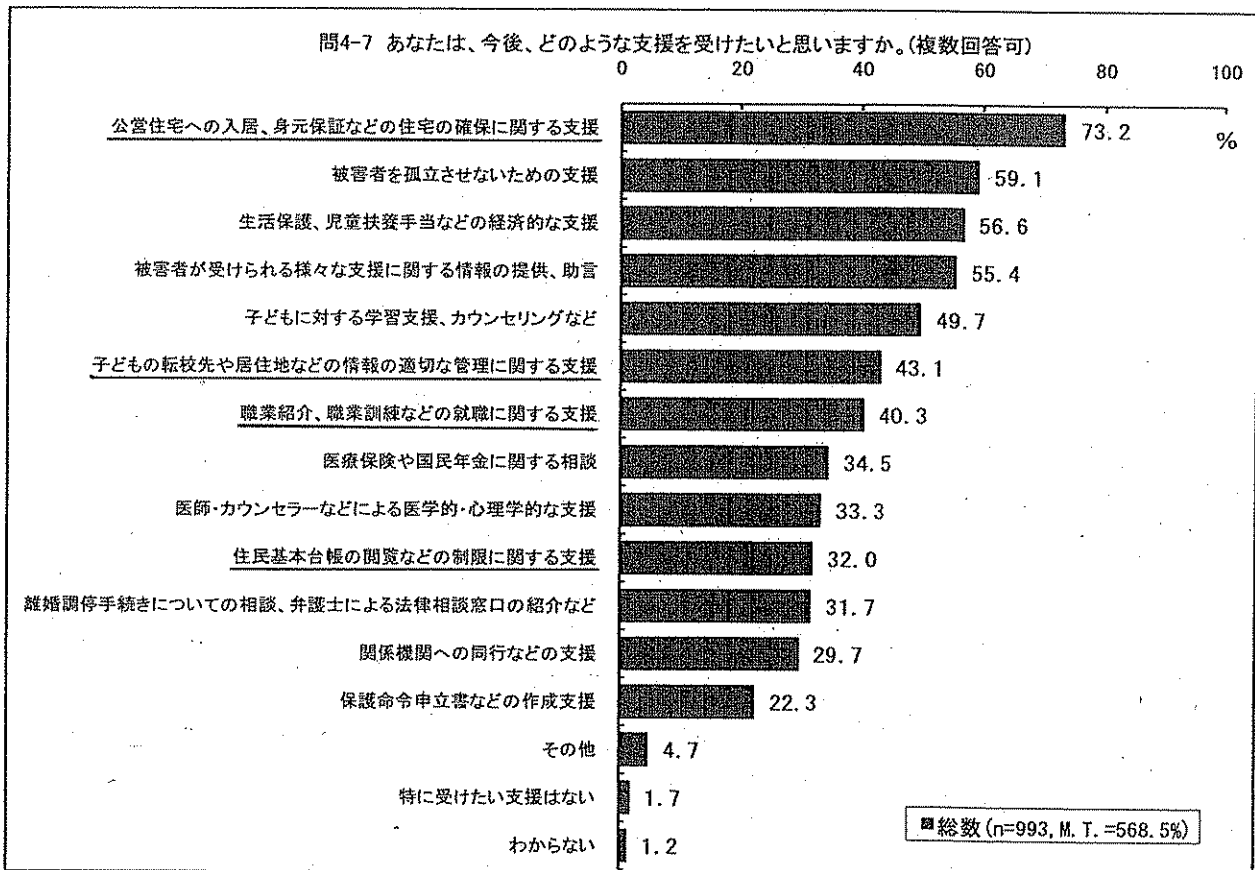


項目	数字は%	①十分である	②不十分である	②-①
A 自立支援に関する情報提供、助言等		9.0	65.7	56.7
B 就労の促進		1.5	77.6	76.1
C 住宅の確保		1.5	79.1	77.6
D 援護		3.0	62.7	59.7
E 子どもの就学に関する支援		16.4	43.3	26.9
F 健康保険等に関する相談		16.4	44.8	28.4
G 住民基本台帳の閲覧等の制限		28.4	32.8	4.4
H 医学的・心理学的支援		1.5	70.1	68.6
I 保護命令申立書等の作成支援		13.4	37.3	23.9
J 関係機関への同行支援		10.4	55.2	44.8
K その他		3.0	14.9	11.9

《配偶者からの暴力の被害者》

今後受けてたい支援

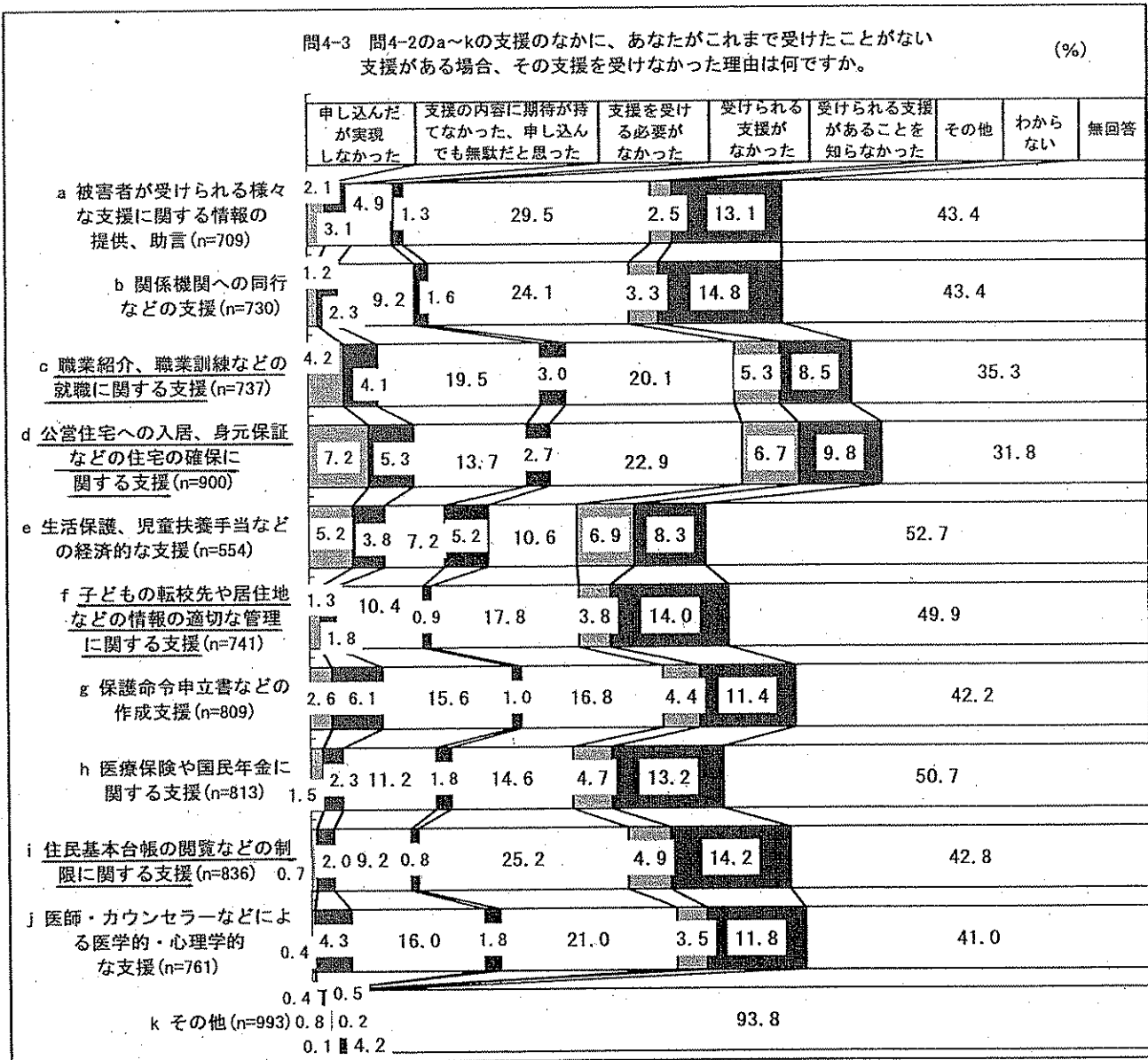
配偶者からの暴力の被害者に、今後、どのような支援を受けたいかたずねると、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」が73.2%と最も多く、次いで「被害者を孤立させないための支援」が59.1%、「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」が56.6%、「被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言」が55.4%、「子どもに対する学習支援、カウンセリングなど」が49.7%などとなっている。



《配偶者からの暴力の被害者》

国や都道府県等が行っている被害者への支援を受けなかった理由

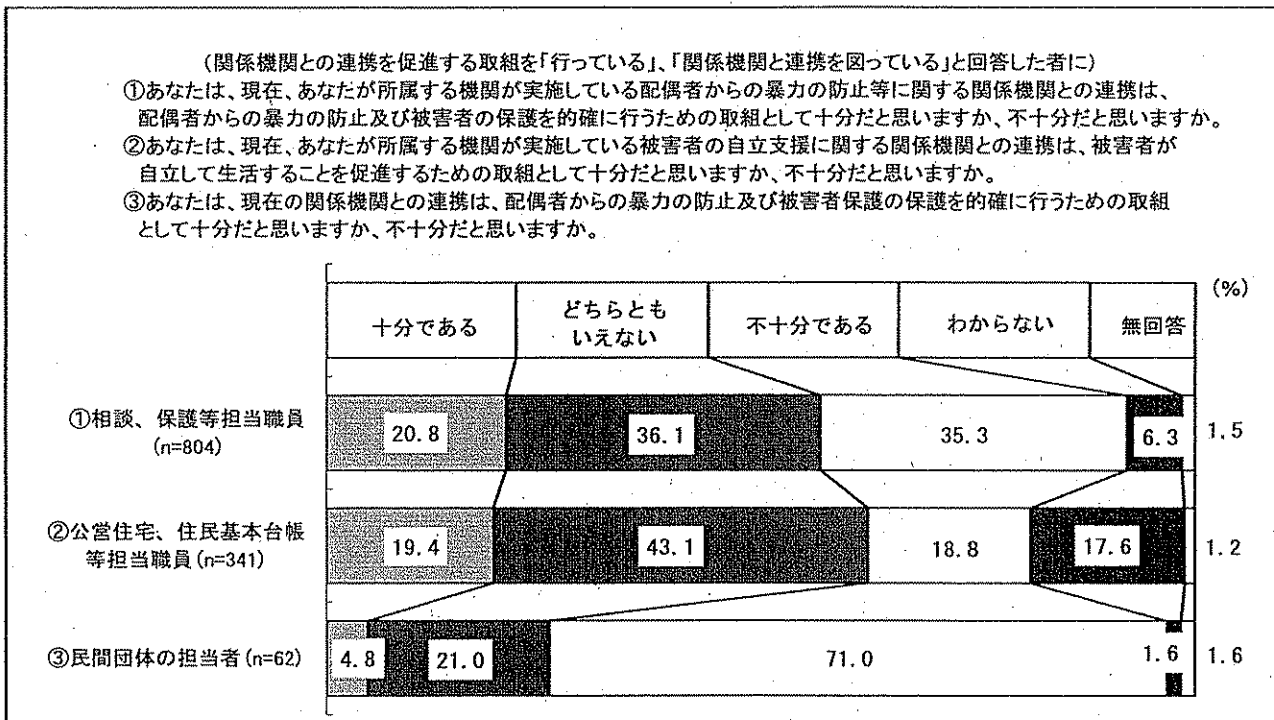
国や都道府県などが行っている被害者への支援の中にこれまでに受けたことがない支援がある者に、その支援を受けなかった理由をたずねると、「受けられる支援があることを知らなかった」という回答の比率が、「a 被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言」で29.5%、「i 住民基本台帳の閲覧などの制限に関する支援」で25.2%、「b 関係機関への同行などの支援」で24.1%などとなっている。



《国、地方公共団体等の実務者》
《民間団体の担当者》

所属機関、団体が実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援を的確に行うための取組として十分か

所属機関、団体で関係機関との連携を促進するための取組を行っている、または、関係機関と連携を図っていると回答した者に、現在実施している関係機関との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を的確に行うための取組として十分か（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは、被害者が自立して生活することを促進するための取組として十分か（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）、たずねると、「相談、保護等担当職員」及び「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」では、「どちらともいえない」がそれぞれ36.1%、43.1%で最も多く、「民間団体の担当者」では、「不十分である」が71.0%で最も多い。



※ ①相談、保護等担当職員及び②公営住宅、住民基本台帳等担当職員の回答者の合計のうち、関係機関との連携が「不十分である」と回答した者の割合が30.1%

《国、地方公共団体等の実務者》
 《民間団体の担当者》

国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等や被害者の自立支援に関する関係機関の連携に取り組むべきか

国、地方公共団体、民間団体等で配偶者からの暴力の防止等の対策に従事する実務者に、国や地方公共団体は今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携（「相談、保護等担当職員」及び「民間団体の担当者」）、あるいは被害者の自立支援に関する関係機関との連携（「公営住宅、住民基本台帳等担当職員」）に取り組むべきかたずねると、いずれも「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が最も多く、次いで「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」などとなっている。なお、「民間団体の担当者」では、「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」が2番目に多い。

